

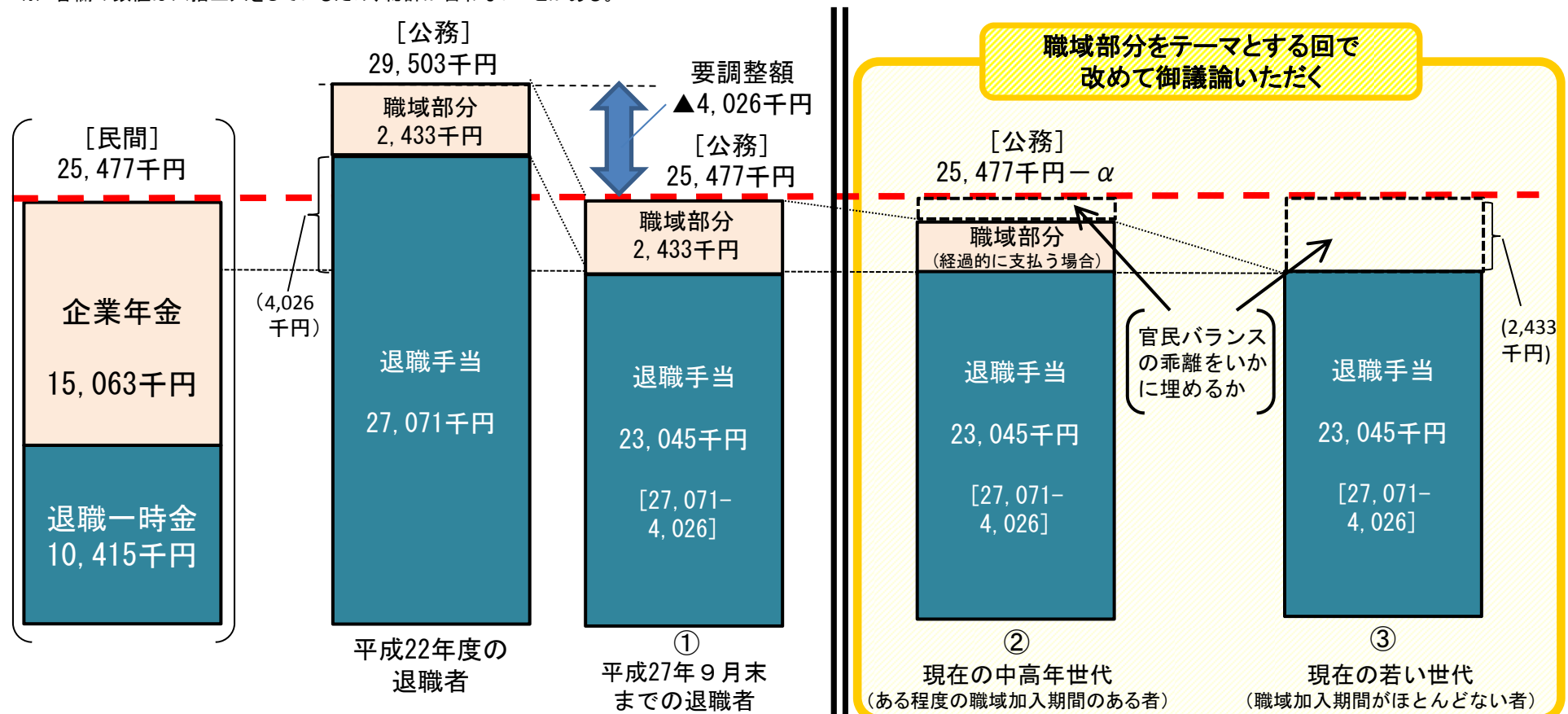
平成27年9月末までの退職者に係る退職給付の支給水準調整について

資料2

- 現行の公的年金としての職域部分は平成27年10月(被用者年金一元化法の施行日)に廃止
- 施行日前に共済年金の受給権を有する者については、従来どおり職域部分を支給 (⇒下記①参照)
- 施行日において受給権を有しない共済年金加入者の、既加入期間に係る職域部分の取扱いについては、別に法律で定める(期待権への配慮が必要)
- よって、当面の退職者については、職域部分の支給水準(現価額243.3万円)に大きな変更は生じないと見込まれる
(※5年おきの調査実施を想定すれば、次回の官民比較調査は、27年度退職者について28年度に実施することになる)

⇒上記を踏まえれば、402.6万円(官民較差)を調整するには、当面の退職者については「退職手当」に依らざるをえないか

※ 各欄の数値は四捨五入をしているため、総計が合わないことがある。



※なお、「退職手当」による調整を官民較差402.6万円の一部に留める場合、当面の退職者に対し民の支給水準を上回って支給する問題が発生